

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日に当  
るときは、そ  
の翌日)

### ◇告 示

#### 目 次

- 保険医の登録
- 保険薬剤師の登録
- 保険医療機関の指定
- 国民健康保険法第三十七条第一項に規定する療養取扱機  
関として申出の受理があつたものとみなされるもの
- 国民健康保険法第三十九条第一項に規定する登録があつ  
たものとみなされるもの
- 昭和四十六年度産米穀の政府に売り渡すべき時期
- 肥料の登録の有効期間の更新
- 土地の用途廃止
- ”
- ”
- 土地区画整理事業の施行認可
- 土地区画整理事業による換地処分
- 昭和四十六年度クリーニング師試験の実施
- 昭和四十六年八月二十七日付鳥取県公報登録の選挙管理  
委員会告示中訂正

### ◇正 誤

## 告 示

### 鳥取県告示第七百十九号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に  
より、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の  
指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令  
第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和四十六年九月七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

氏 名	住 所	登録の記号 及び番号	登録の年月日
杉山 長毅	米子市石井七五七	鳥医 第一六一三号	昭和四十六年 八月十七日
萬 秀男	米子市立町一丁目四八	鳥医 第一六一四号	”
三島 巖	米子市上後藤二二七ノ二二	鳥医 第一六一五号	”
長 健	米子市錦町二丁目一九二	鳥医 第一六一六号	”
岩永 幸夫	米子市旗ヶ崎六八九ノ二	鳥医 第一六一七号	”
織田 法子	米子市彦名町上栗島 県営住宅四十八号	鳥医 第一六一八号	”
竹下 久由	鳥根県安来市飯島町四七四	鳥医 第一六一九号	”
幡 碩之	米子市上後藤六五	鳥医 第一六二〇号	”

鳥取県告示第七百二十号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定により、次のように保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和四十六年九月七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

氏名	住 所	登録の記号及び番号	登録の年月日
池田多恵子	倉吉市越中町二二一五	鳥薬第二五八号	昭和四十六年八月十四日

鳥取県告示第七百二十一号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定により、次のように保険医療機関の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

昭和四十六年九月七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

名 称	所 在 地	診療科名	開設者名	指定年月日
木村 医院	米子市東倉吉町六八	皮膚科、泌尿器科、外科、性病科	木村 良 一	昭和四十六年八月二十八日
筏津産婦人科 医院	倉吉市堺町二丁目三三九	産科、婦人科、内科、小児科、放射線科	筏津 哲 夫	一五日
鳥取医療生協 鹿野温泉病院	気高郡鹿野町字今市二四二	整形外科、内科	鳥取勤労者医療生活協同組合 組合長 山崎 季治	二十日

鳥取県告示第七百二十二号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十七条第一項に規定する療養取扱機関として、同法同条第三項の規定により申出の受理があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十六年九月七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

多名部歯科医院	鳥取市西町二丁目二〇四	歯科	多名部 栄	十四日
大月 齒科 医院	倉吉市上井三二六の六	"	大月 真市郎	七日
宇山耳咽喉科 医院	鳥取市南町四〇	耳鼻咽喉科、気管食道科	宇山 昭 尚	十日
療養取扱機関名	所 在 地	申出の受理年月日		
多名部歯科医院	鳥取市西町二丁目二〇四	昭和四十六年八月十四日		
大月齒科医院	倉吉市上井三二六の六	七日		

鳥取県告示第七百二十三号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十九条第三項の規定により同法同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬

判師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十六年九月七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録の記号及び番号	氏 名	登 録 の 年 月 日
鳥国医第一六一二号	池 田 昭 道	昭和四十六年八月十三日
鳥国業第二二五八号	池 田 多 恵 子	十四日

鳥取県告示第七百二十四号

食糧管理法施行規則(昭和二十二年農林省令第百三十三号)第三条第一項の規定に基づき、昭和四十六年産米穀の政府に売り渡すべき時期を昭和四十七年五月三十一日までと定めたので、同規則同条第三項の規定により告示する。

昭和四十六年九月七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第七百二十五号

肥料取締法(昭和二十五年法律第二百二十七号)第十二条第二項の規定に基づき、次の肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第一項の規定により告示する。

昭和四十六年九月七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録番号	肥料の名称	保証成分量 (パーセント)	生産業者の住所及び氏名
鳥取県 第一一六号	五、六なたね 油かす	窒素全量 五・六 りん酸全量 二・三 加里全量 一・二	西伯郡中山町塩津八三二 朝 倉 潔
鳥取県 第一二四号	五、三なたね 油かす	窒素全量 五・三 りん酸全量 二・三 加里全量 一・三	気高郡鹿野町鹿野 一六二八 岡 田 やす子
鳥取県 第一七八号	五、二なたね 油かす	窒素全量 五・二 りん酸全量 二・二 加里全量 一・三	米子市上後藤三四三 平 尾 武 義

鳥取県告示第七百二十六号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十六年八月三十一日から用途廃止した。

昭和四十六年九月七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場 所	(面 平方メートル)	用 途
鳥取市湖山町字中瀬六六八ノ四番地先から 六六九ノ三番地先まで	五五・一七	水路敷

鳥取県告示第七百二十七号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十六年八月三十一日から用途廃止した。

昭和四十六年九月七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場	所	(面 平方メートル)	用途
八頭郡家町大字麻生字山ノ鼻	一八三ノ一番地先から	二六・一九	道路敷
	一八三ノ三番地先まで		
〃	字見尻二一三ノ五番地先まで	二四・六四	〃

鳥取県告示第七百二十八号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十六年九月二日から用途廃止した。

昭和四十六年九月七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場	所	(面 平方メートル)	用途
八頭郡家町大字郡家字下田井上分五九一ノ一番地先	字下田井下分五九二ノ二番地	五二・二四	道路敷
	五九四ノ二番地先	三二・六六	水路敷

鳥取県告示第七百二十九号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第四条第一項の規定に

基づき、鳥取市高草団地土地区画整理事業の施行を認可したので、同法第九條第三項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十六年九月七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 施行者の名称  
鳥取県住宅供給公社
- 二 事業施行期間  
昭和四十六年九月七日から昭和四十七年三月二十一日まで
- 三 施行地区  
鳥取市古海の一部  
〃 徳尾の一部
- 四 土地区画整理事業の名称  
鳥取市高草団地土地区画整理事業
- 五 事務所の所在地  
鳥取市吉方温泉一丁目四六一番地
- 六 施行認可の年月日  
昭和四十六年八月二十五日
- 七 施行者の住所  
鳥取市吉方温泉一丁目四六一番地
- 八 事業年度  
昭和四十六年度
- 九 公告の方法  
鳥取市吉方温泉一丁目四六一番地 鳥取県住宅供給公社前に掲示する。

## 鳥取県告示第七百三十号

倉吉市生田土地区画整理事業施行区域の宅地について、昭和四十六年八月三十日換地処分をした旨の届出があつたので、土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第百三条第四項後段の規定により告示する。

昭和四十六年九月七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

## 公 告

クリーニング業法(昭和25年法律第207号)第7条第1項の規定に基づき、クリーニング師試験を次のとおり実施する。

昭和46年9月7日

鳥取県知事 石 破 二 朗

## 1 試験の日時

## (1) 学科試験

昭和46年10月1日 午前9時から午前12時まで

## (2) 実地試験

昭和46年10月1日 午後1時から午後5時まで

## 2 試験の場所

## (1) 学科試験

鳥取市東町1丁目220番地 県庁第5会議室

## (2) 実地試験

## 鳥取市元町268 明日屋クリーニング店

## 3 受験資格

- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第47条に規定する者
- (2) クリーニング業法の一部を改正する法律(昭和30年法律第154号)附則第5項の規定により学校教育法第47条に規定する者とみなされる者

## 4 試験科目

- (1) 衛生法規に関する知識
- (2) 公衆衛生に関する知識
- (3) 洗たく物の処理に関する知識及び技能

## 5 受験手続

- (1) 提出書類
  - ア 受験願書(別記様式による。)
  - イ 履歴書
  - ウ 写真(手札形で、出願前6箇月以内に正面脱帽で撮影したものと、裏面に氏名及び生年月日を記入すること。)
  - エ 受験資格を有することを証明する書類
- (2) 受験願書提出先
  - ア 鳥取県に住所を有する者は、その住所地を管轄する保健所
  - イ 鳥取県以外の都道府県に住所を有する者は、鳥取市東町1丁目220番地鳥取県厚生部衛生課
- (3) 受験願書提出期間
 

昭和46年9月9日から昭和46年9月20日まで、ただし、郵送の場合には、昭和46年9月20日の消印があるものまで有効とする。

6 受験手数料及びその納付方法

(1) 受験手数料 1,000円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書にはりつけ、消印をしないこと。

7 その他

(1) 受験願書を受理したときは、直接本人あて受験通知書を送付する。

(2) 受験者は、実地試験用としてワインヤツ1枚及びズボン1本を持参すること。

別記様式

クリーニング師試験受験願書

昭和 年 月 日

鳥取県知事 石破二郎 殿

本 籍

住 所

氏 名

④

年 月 日 生

クリーニング業法第7条の規定によるクリーニング師試験を受験したいので、関係書類を添えてお願いします。

正 誤

昭和四十六年八月二十七日付鳥取県公報第四千二百六十九号登載の選挙管理委員会告示中次の箇所誤りがあつたので、訂正する。

頁 段 行 誤 正

三 上 二 鳥取県選挙管理委員会 鳥取県選挙管理委員会

〃 〃 終わりから八 倉吉市山根三 倉吉市山根四三

昭和四年四月十五日第三種郵便認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月三百円(送料を含む)】